

各医療機関・薬局の長 様

栃木市長 鈴木 俊美
(公印省略)

こども医療費助成制度の変更について (依頼)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本市行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市で行っておりますこども医療費助成制度につきましては、現在、3歳未満を対象といたしまして、県内医療機関等における現物給付方式を導入しておりますが、平成25年4月診療分より、対象年齢を小学校6年生まで拡大することになりました。

つきましては、当該制度の実施にあたりまして医療機関等関係者皆様の御協力が不可欠でございますので、制度の趣旨を御理解いただき、制度の円滑な運営に向けて御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 こども医療費助成制度の概要

①受給対象者 栃木市に在住の(住民票がある)中学校3年生までのこども(入院・通院とも)

②助成内容 医療保険適用のすべての疾病・けが(入院時食事療養費は除く)

③助成方法 小学校6年生以下:現物給付方式(県内医療機関等)

中 学 生:償還払い

④法令による公費負担制度との関係

(1) 国の国費負担制度が適用される場合は、国の制度を優先します。

(2) 生活保護については、生活保護を優先します。

(3) 公費負担医療により一部負担金がある場合は、その額をこども医療費の対象とします。

※独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施する『災害共済制度』に該当するけがについては、共済制度が優先となり、「こども医療費助成」の対象とはなりません。一部負担金を窓口で徴収してください。

⑤審査支払事務 現物給付に係る審査支払事務は、栃木県社会保険診療報酬支払基金及び栃木県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとします。

2 現物給付(小学校6年生以下)に係る医療機関での取り扱い

平成25年4月診療分から、現物給対象者について、これまでの3歳未満(3歳の誕生日の前日の属する月まで)から、小学校6年生以下(12歳に達した日以降、最初の3月31日まで)に拡大することに伴い、現物給付に係る医療機関等の取り扱いについては、次のとおりとなりますので、ご協力をお願いいたします。

①現物給付として取り扱う場合

次の両方が該当する場合は、現物給付として取り扱ってください。

- (1) 栃木市発行のこども医療費受給資格者証（クリーム色または水色）と保険証の提示を受けた場合
- (2) 小学校6年生以下である場合

②現物給付として取り扱えない場合

以下の場合は、現物給付として取り扱えないので、一部自己負担金を徴収してください。

- (1) 栃木市発行のこども医療費受給資格者証（クリーム色または水色）と保険証の提示がない場合
- (2) 中学生である場合
- (3) 平成25年3月以前に発行した受給資格者証（ピンク色）の提示があった場合
- (4) 保険給付において療養費払い（高額療養費を除く）のもの。

③自己負担について

自己負担の徴収はありません。

④高額療養費に該当する場合の取り扱いについて

高額療養費保険者負担額については、審査支払機関から各保険者に請求されますので、その他の一部自己負担額と併せて支払基金または国保連合会へ請求してください。

3 現物給付年齢拡大による注意点

受診者の年齢により、下記の違いがあります。（別紙もご参照ください）

①公費番号

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 3歳未満（3歳の誕生日の前日の属する月まで）のもの | 60090032 |
| (2) 3歳～小学校6年生以下のもの | 80090038 |
| (3) 中学生 | なし |

②受給資格者証の色

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 3歳未満のもの | クリーム色 |
| (2) 3歳～小学校6年生以下のもの | 水色 |
| (3) 中学生 | うすむらさき色 |

※転出予定者には、「転出予定」の印を押印していますので、転出日をご確認ください。

※年齢については、受給資格者証の有効期間の日付をご確認ください。

問い合わせ先

栃木市保険医療課医療給付担当

担当：白井、阿部

〒328-8686 栃木市入舟町7-26

TEL0282-21-2153